

系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期残容量）
募 集 要 綱（案）

2022 年●月●日

北海道電力ネットワーク株式会社

目次

1	系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期残容量）の概要	1
1. 1	募集する電源	1
1. 2	負担可能上限額対象費用の概要	2
1. 3	スケジュール	4
1. 4	留意事項	5
2	I期残容量プロセスの流れ	7
2. 1	応募の申込み	7
2. 2	説明会	8
2. 3	蓄電池概算額等の提示	8
2. 4	負担可能上限額の申告	9
2. 5	系統連系順位及び優先系統連系希望者の決定	13
2. 6	再接続検討の実施	14
2. 7	再接続検討の結果の回答	15
2. 8	契約申込み	15
2. 9	工事費負担金補償契約	19
2. 10	技術検討の実施	20
2. 11	契約申込みの回答	21
2. 12	工事費負担金契約	22
2. 13	工事費負担金の入金	23
2. 14	I期残容量プロセスの成否と完了	24
2. 15	I期残容量プロセスの結果の公表	24
2. 16	I期残容量プロセス完了後の手続き	24
3	工事費負担金について	25
3. 1	工事費負担金の算出方法	25

3. 2	工事完了後における工事費負担金の精算.....	26
3. 3	工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算.....	26
4	工事費負担金補償金について.....	27
4. 1	工事費負担金補償金.....	27
4. 2	工事費負担金補償金の精算.....	27
5	辞退の手続きについて.....	27
5. 1	手続き.....	27
6	その他.....	28
6. 1	送電系統の暫定的な容量確保について.....	28
6. 2	I期残容量プロセスの中止について.....	29
6. 3	発電設備の出力制御について.....	29
6. 4	I期残容量プロセス対象案件のあるエリアにおける系統アクセス業務.....	30
6. 5	負担可能上限額に関する原則外の取扱い.....	30
6. 6	手続きの一部を省略する場合の取扱い.....	31
6. 7	本募集要綱に記載の無い事項について.....	31
6. 8	本募集要綱で使用する用語について.....	31

(別紙1) 負担可能上限額対象費用の概要

(別紙2) 本募集要綱における特記事項

(別紙3) I期残容量プロセスの流れ

(別紙4) 負担可能上限額の考え方

(別紙5) 系統連系順位等に関する補足

(様式1) 応募申込書

(様式2-1) 負担可能上限額申告書

(様式2-2) 負担可能上限額申告申込書

(様式3) 辞退書

1 系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期残容量）の概要

- 北海道電力ネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、系統側蓄電池を設置し、設置した系統側蓄電池に係る費用を共同負担することを前提に系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（以下「系統側蓄電池プロセス」といいます。）を、2017年3月28日に開始いたしました。

系統側蓄電池プロセスでは、系統への影響を確認しながら段階的に拡大していくため、I期とII期に分けて募集（以下「I期募集」、「II期募集」といいます。）を行い、I期募集については、技術的に確実性が見込める規模として、募集容量を60万kWとして募集した結果、16.2万kWの連系が決定いたしました。

つきましては、本募集要綱により、I期募集の残容量43.8万kWに係る費用について、他の系統連系希望者と共同負担して連系を希望する発電設備を決定する募集プロセス（以下「I期残容量プロセス」といいます。）を実施します。

対策内容	募集容量	蓄電池容量目安	蓄電池設置時期
系統側蓄電池 (I期残容量)	43.8万kW	7.8万kW-4h程度 ^{*1}	2030年度まで ^{*2}

※1 導入量43.8万kWとした場合の目安

※2 優先系統連系希望者決定後、必要に応じて、グループ化による蓄電池設置時期の分割や運転期間について検討いたします。効率的な設備形成とするため、分割する場合は2分割を上限に、運転開始時期等を調整させていただく場合があります。

1. 1 募集する電源

- 次の条件を満たす発電設備を募集対象といたします。
 - I期残容量プロセスへの接続検討申込みをいただいた案件のうち、接続検討結果において連系可となり、I期残容量プロセス対象案件としての参加を2022年1月21日までに意思表示した発電設備であること。
 - 系統側蓄電池及び連系設備の費用、設置工事費用、撤去工事費用、運用期間中（蓄電池運転開始から20年間を基準に設定）のメンテナンス（保守・運用）及び系統側蓄電池の充放電損失に係る費用を共同負担すること。
 - 以下に示すような場合、出力制御、停止等に応じていただくこと。
 - ①系統側蓄電池の点検、故障、想定外の劣化等により運転可能な系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合
 - ②系統側蓄電池の充電量の状態に伴い、系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合
 - ③風力発電の出力変動が想定以上となる等、周波数調整の限界を超える場合若

しくは超えることが見込まれる場合

④調整用火力発電機や連系線の作業停止や事故時の緊急停止等、系統側の調整力の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合

⑤天災地変、戦争、暴動、内乱その他当社の責めによらない場合

- (4) 上記(3)①～⑤の場合における出力制御、停止等に伴う損害について、出力制御、停止等の期間によらず当社が補償しないことに同意いただくこと。ただし、①～③の場合においては、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。また、④の場合においては、当社に故意又は過失がある場合を除きます。
- (5) 2030年度までに系統連系し、受給開始すること。
- (6) 系統連系にあたっては、当社の「託送供給等約款」、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」(以下「契約要綱」といいます。)、電源線に係る費用に関する省令(以下「電源線省令」といいます。)および「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」(以下「費用負担ガイドライン」といいます。)に基づき算定した工事費負担金を負担いただくこと。
- (7) ローカル系統や配電系統を含めた上位系統の容量制約に対しては、今後全国大で整理される系統利用ルールに従うこと。(ノンファーム型接続に必要なシステム導入等を含む)
- (8) 当社の系統アクセスマニュアル(VIII. 18(1))に定める出力変動緩和対策を除く)および託送供給等約款別冊 系統連系技術要件(37(3)、65(1))等に定める出力変動緩和対策を除く)および電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン等に従うこと。
- (9) 途中辞退や工事費負担金入金遅延等による他の共同負担者への影響を最小限に抑制するため、工事費負担金補償契約および工事費負担金契約の締結時に合わせ一定の信用評価基準を満たす金融機関の債務保証書類を提出すること。(2.9(4)、2.12(4)参照)
- (10) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(その後の改正も含め、以下「再エネ特措法」といいます。)に基づき、出力の制御を行うために必要な機器の設置、費用負担、無制限・無補償での出力制御に応じること。
- (11) 北海道内へ立地する出力変動緩和対策が必要となる発電設備であること。ただし、離島および一般海域における洋上風力は除きます。

1. 2 負担可能上限額対象費用の概要

- ・ I期残容量プロセスでは、当社が北海道エリアの系統周波数を調整することを目的に運用する系統側蓄電池を調達、設置し、設置した系統側蓄電池に係る費用を共同で負担する系統連系希望者を募集いたします。

- ・系統側蓄電池に係る費用の他に発電設備の連系に係る対策工事も必要となることから、I期残容量プロセスにおける負担可能上限額の対象となる費用は、系統側蓄電池に係る費用のうち工事費負担金分（特定負担分）と、発電設備の連系に係る対策工事の費用のうち工事費負担金分（特定負担分）の合計とします。（3. 1 参照）
- ・系統側蓄電池に係る費用の工事費負担金分（特定負担分）については、以下①～④の費用が含まれています。
 - ① 系統側蓄電池の調達費用、設置工事費用
 - ② 系統側蓄電池連系設備の調達費用、設置工事費用
 - ③ 運用期間中の系統側蓄電池メンテナンス（保守・運用）費用
 - ④ 系統側蓄電池の撤去工事費用
- ・負担可能上限額対象となる系統側蓄電池の概要は次のとおりです。

項目	I期残容量プロセスにおける設備対策
対策工事名称	系統側蓄電池 設置工事（別紙1参照）
工事完了予定時期	2030年度まで※3、4
募集容量	43.8万kW

※3 I期残容量プロセスが1. 3のとおり順調に進むとともに、速やかに諸契約が締結された後、工事着手できた場合の予定時期となります。

なお、実際の工事完了時期は、募集スケジュール、対策工事に伴う現地調査・用地交渉・作業停止調整等により、当初の予定から変動する可能性があります。

※4 優先系統連系希望者決定後、必要に応じて、グループ化による蓄電池設置時期の分割や運転期間について検討いたします。効率的な設備形成とするため、分割する場合は2分割を上限といたします。

- ・系統側蓄電池の負担可能上限額対象費用算出に当たり、上記①～④の費用のうち、一般負担（託送料金を通じて広く北海道エリアの系統利用者が負担する費用）分の割合は、国の第29回総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分委会 電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ（2021年2月25日）における整理に基づき、10%としております。
- ・負担可能上限額対象費用の他に、系統側蓄電池の充放電損失に係る費用（1. 4 参照）もご負担いただきます。
- ・一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」として電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が指定する

基準額（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超過する額については、特定負担となります。ただし、一般負担の上限額の超過判定にあたり、ここで記載している系統側蓄電池及び関連コストの一般負担分は含めません。

- ・系統側蓄電池に係る負担可能上限額対象費用は、現時点で想定している金額であり、応募状況を踏まえた金額については、系統連系希望者に対し、応募受付締切以降に予定している蓄電池概算費用提示にて当社から別途お知らせいたします。優先系統連系希望者決定後においても、蓄電池の詳細設計、調達により、工事費負担金は増減する可能性があります。

1. 3 スケジュール^{※5}

2021年7月12日	・ I期残容量プロセスの開始・公表
2021年7月12日	・ 接続検討申込みの受付開始
2021年9月10日	・ 接続検討申込みの受付締切 ・ 接続検討の開始
2021年12月10日	・ 接続検討結果の回答
2022年1月4日	・ 意思表明書の受付開始
2022年1月21日	・ 意思表明書の受付締切
2022年2月21日	・ 募集要綱案に対する意見募集の受付開始
2022年3月18日	・ 募集要綱案に対する意見募集の受付締切
2022年4月●日	・ 募集要綱の公表
2022年4月●日	・ 応募の受付開始
2022年4月●日	・ 説明会の開催
2022年5月●日	・ 応募の受付締切
2022年7月下旬頃	・ 蓄電池概算額等の提示 ・ 負担可能上限額申告書の受付開始
2022年8月下旬頃	・ 負担可能上限額申告書の受付締切 ・ 第1次保証金の振込期限（負担可能上限額申告書受付締切の2営業日前まで） ・ 優先系統連系希望者の決定 ・ 再接続検討の開始

2022年11月下旬頃	<ul style="list-style-type: none"> 再接続検討結果の回答 契約申込受付開始
2022年12月下旬頃	<ul style="list-style-type: none"> 第2次保証金の振込期限（契約申込み期限の2営業日前まで） 金融機関債務保証書類提出 工事費負担金補償契約の締結 契約申込受付締切
2023年1月下旬頃	<ul style="list-style-type: none"> 詳細工事設計条件合意 現地調査 技術検討開始
2023年7月下旬頃以降	<ul style="list-style-type: none"> 契約申込の回答 連系承諾
2023年8月下旬頃以降	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関債務保証書類提出 工事費負担金契約の締結
2023年9月下旬頃以降	<ul style="list-style-type: none"> 工事費負担金入金 I期残容量プロセスの完了 I期残容量プロセスの結果公表

※5 スケジュールについては、応募の状況等により変更となる場合があります。

1. 4 留意事項

- 蓄電池の充放電損失に係る費用^{※6}や蓄電池の故障等に伴い追加的に発生する費用については、蓄電池の運用状況や電力市場単価等により変わりうることから、負担可能上限額対象費用には含めておりません。蓄電池の運用実績に応じた費用のうち一般負担を除いた分（特定負担分）について、当該費用が発生した時点で当社との接続契約等の接続に関する契約を締結している発電事業者（以下「契約事業者」といいます。）の容量での按分により別途ご負担頂くことをご理解の上、負担可能上限額申告書を提出願います。
- 蓄電池の故障等に対しては、原則、メーカー保証により修理、取替いたしますが、天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力による故障等、メーカー保証対象外となる場合に追加的に発生する費用については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一般負担を除いた分を契約事業者にご負担いただきます。
- なお、蓄電池の充放電損失に係る費用^{※6}や蓄電池の故障等に伴い追加的に発生する費用における一般負担の占める割合も10%となります。
- 発電設備の連系には系統側蓄電池に係る工事の他に、発電設備連系に係る対策工事も必要となりますので、対策工事に係る工期等にご留意ください。
- 応募状況や優先系統連系希望者決定の結果を踏まえて発電設備の連系に必要なと

る対策工事の工事費負担金概算や所要工期等^{※7}は、再接続検討の回答においてお示しします。

- ・ I 期残容量プロセスの系統連系希望者が、本募集要綱に定める手続等に違反した場合又は I 期残容量プロセスの公平性若しくは透明性を阻害する行為等を行った場合は、原則として、当該系統連系希望者は I 期残容量プロセスへの申込みを取り下げたものとして取り扱います。

なお、I 期残容量プロセスへの申込みを取り下げたものとして取り扱われる場合、当該系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み及び契約申込み、意思表示、暫定的に確保された送電系統の容量、応募、優先系統連系希望者決定等）は無効となります。ただし、締結した契約に関わる行為は除きます。

- ・ 系統側蓄電池の運用開始に発電設備の運転開始が間に合わない場合は、再エネ特措法に基づく受給期間と系統側蓄電池の運用期間（運用開始から 20 年程度）が一致しない場合があります。
- ・ 系統側蓄電池の運用期間終了後も当該風力発電設備について連系の継続を希望される場合には、設備の劣化状況や設備更新に掛かる費用等を踏まえ、当社にて系統側蓄電池の継続利用等を検討いたします。検討の結果、系統側蓄電池の継続利用等が困難であると当社が判断した場合、その他、系統側蓄電池の継続利用等を実施しないことにつき合理的な理由があると当社が判断した場合には、発電所側で蓄電池等による出力変動緩和対策を発電事業者自身にて講じていただき、当社が対策内容の充足を確認した上で発電していただきます。また、系統側蓄電池の継続利用等を行う場合、係る費用については、発電事業者にご負担いただきます。
- ・ 最大受電電力に対し風力発電設備の定格出力合計が超過する場合において、許容される超過量は風力発電設備 1 機（複数機ある場合はそのうちの最小出力機）の定格出力未満とし、受電電力を常に最大受電電力以下に制御いただきます。
- ・ I 期残容量プロセスにより当社系統への連系が決定した発電事業者との間における「発電者の再生可能エネルギー発電設備と当社が維持及び運用する電力系統との接続等にかかる契約」並びに「再生可能エネルギー電気の発電者による供給および当社による調達にかかる契約」、「発電量調整供給契約」、その他必要な契約の締結にあたっては、契約要綱、託送供給等約款、及び本募集要綱を承諾いただきます。この場合において、本募集要綱の定めと契約要綱の定めに矛盾又は抵触がある場合、本募集要綱に定める内容にこれらの契約の内容を変更又は修正することについても承諾いただきます。（別紙 2 参照）
- ・ 当社に提出する書類は全て日本語で作成してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなりますので、原文が外国語である資料については、和訳を正式な書面として提出してください。
- ・ 系統連系希望者から受領した資料は、I 期残容量プロセスの遂行及び I 期残容量プロセス完了後の系統アクセス業務等、当社が必要とする業務のために使用し、それ以外の目的で使用いたしません。また、同資料については、I 期残容量プロ

セスの成立・不成立にかかわらず返却いたしませんので予めご了承ください。

- ・ I 期残容量プロセスの優先系統連系希望者は、系統側蓄電池の運用期間中は、当社の系統アクセスマニュアルⅧ. 18 (1) および託送供給等約款別冊 系統連系技術要件 65 (1) 等に定める出力変動緩和対策の対象となりませんが、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン等に従っていただきます。

※6 蓄電池運用期間中 (20 年を基準に設定) の充放電損失に係る費用のうち一般負担を除いた分は、1.4 万円/kW 程度と想定しておりますが、蓄電池の運用状況や電力価格によって変化するものであり、実績においてこの値を保証するものではありません。

※7 各発電設備の電源線工事等が同じ時期に集中する場合、別途調整させていただく場合があります。

2 I 期残容量プロセスの流れ

2. 1 応募の申込み

(1) 応募申込書の提出

a 提出書類

- ・ 応募申込書 (様式 1)
- ・ 添付書類
接続検討申込書^{※8、9}

※8 当社からの接続検討結果の回答等を踏まえ、修正した資料を含む。

※9 接続検討においては、I 期残容量プロセス指定様式に対する接続検討を実施しておりますが、応募申込みにおいては、広域機関の定める様式に基づいた接続検討申込書一式のご提出が必要となります。

b 提出方法

- ・ 事前に当社で内容を確認させていただくため、正式な接続検討申込書 (本書) の提出に先立ち、接続検討申込書の電子データを下記の E メールアドレスへ提出してください。
- ・ 接続検討申込書の内容に不足等がないことを当社が確認した後、印刷・押印した接続検討申込書 (本書) を簡易書留等の提出の記録が残る方法を用いて郵送によりご提出ください。
- ・ 応募書類を受領いたしましたら、当社から受付番号を記載した写しを返送いたします。

c 提出先

【事前確認資料提出先】

- ・ E-mail : chikuden-zan@epmail.hepco.co.jp

【本書提出先】

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
業務部 電力受給センター 電源グループ
〒060-0051

北海道札幌市中央区南1条東1丁目5番 大通バスセンタービル1号館4階

d 応募期間

- ・応募期間：2022年4月●日（●）～2022年5月●日（●）午後5時必着

e 提出部数

- ・1部

(2) 留意事項

- ・原則として、接続検討申込みした申込内容^{※8、9}での応募となります。
- ・原則として、応募締切以降の応募書類の変更は認めません。
- ・必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・応募書類に不備がある場合は応募書類の補正を求める場合があります。
- ・応募締切までに応募書類の補正がなされない場合は、原則として、応募を無効とし、その旨を当該系統連系希望者に通知いたします。

なお、応募書類の提出にあたっては、応募書類の補正の可能性や郵送に要する期間等を踏まえ、早期の提出に努めていただきますようお願いいたします。

- ・系統連系希望者の最大受電電力の合計（以下「応募容量」といいます。）が募集容量（43.8万kW）以下となった場合は、応募容量を踏まえて容量を縮小した系統側蓄電池に対し、系統連系希望者で共同負担していただく費用（1.2参照）を応募容量で除した負担金単価（円/kW）にてご負担いただきます。その場合には、系統連系希望者に対し、応募締切後に通知いたします。

2.2 説明会

- ・募集要綱公表後、I期残容量プロセスに関する説明会^{※10}を開催します。
- ・説明会への参加は応募資格を有する事業者のみとし、開催日時等^{※10}については別途ご連絡します。

※10 説明会はオンラインによる開催や、説明資料の公表をもって代える場合があります。

2.3 蓄電池概算額等の提示

- ・系統連系希望者に対しては、負担可能上限額申告の受付開始前までに、応募容量を踏まえた蓄電池概算額を提示するとともに負担可能上限額検討のための情報として、応募件数、応募容量、風力導入量に応じた出力制御の見通し等をお知らせします。（風力発電の出力制御については、6.3を参照）

2. 4 負担可能上限額の申告

(1) 負担可能上限額申告手続

- ・優先系統連系希望者決定以降に、他の優先系統連系希望者が辞退した場合等における工事費負担金の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金の上限額（負担可能上限額）を、負担可能上限額申告書（様式2-1）において予め申告いただきます^{※11}。工事費負担金が負担可能上限額以下の場合には「負担可能」、負担可能上限額を超過する場合には原則「辞退」として取り扱う^{※12}ことで、都度の負担意思確認を不要とし、プロセス完了の早期化を図ります。
- ・負担可能上限額を申告する系統連系希望者は、負担可能上限額を記載した負担可能上限額申告書を負担可能上限額申告書の提出締切日（2. 4（1）d 参照）までにご提出ください。
- ・負担可能上限額申告にあたっては、負担可能上限額対象費用となる工事費負担金以上の金額により申告をお願いします。
- ・負担可能上限額の最小単位は1円といたします。

※11 負担可能上限額の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告をお願いします。

※12 辞退扱いとなる場合についても、第1次保証金の返金事由（2. 4（2）c 参照）に該当しないときは、第1次保証金は返金いたしません。

a 提出書類

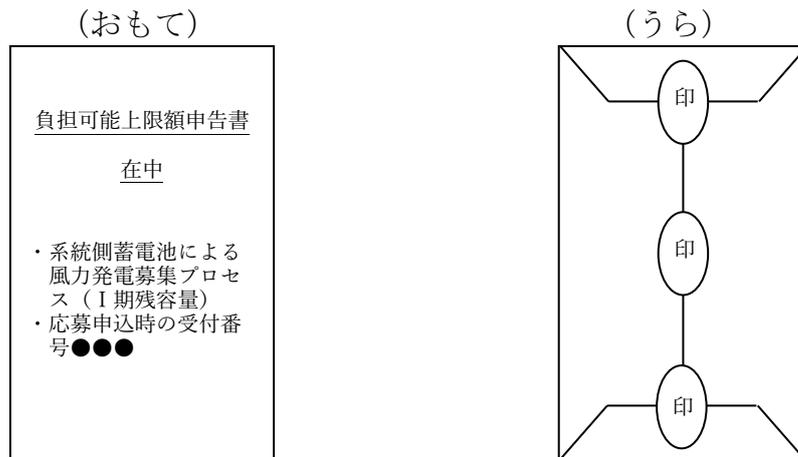
- ・負担可能上限額申告書（様式2-1）
- ・負担可能上限額申告申込書（様式2-2）

b 提出方法

- ・簡易書留等の提出の記録が残る方法を用いて郵送によりご提出ください。（負担可能上限額申告期限必着）
- ・郵送にあたっては、封筒を次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒としていただきますようお願いいたします。

（a）中封筒

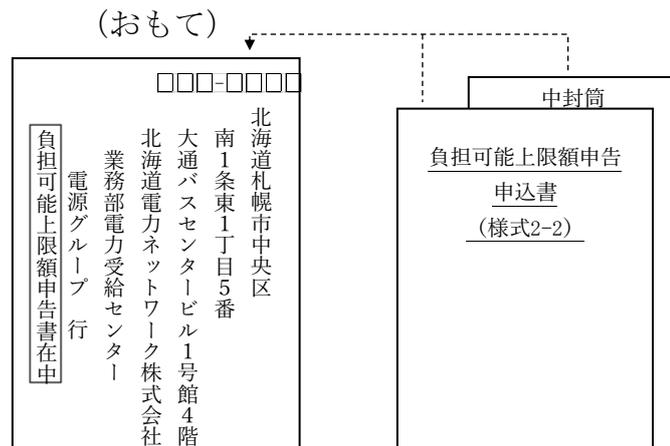
負担可能上限額申告書（様式2-1）を封入の上、封印をお願いします。また、表面に「負担可能上限額申告書在中」、「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期残容量）」、「応募申込時の受付番号」の記載をお願いします。



※押捺いただく印は、『応募申込書 (様式1)』と同一としていただきますようお願いいたします。

(b) 外封筒

負担可能上限額申告書 (様式2-1) を封入した中封筒と負担可能上限額申告申込書 (様式2-2) を封筒に入れ、封緘をお願いします。



c 提出先

- ・「2. 1 (1) c 提出先」と同じ

d 負担可能上限額申告書提出期限

- ・2022年8月下旬頃 (系統連系希望者には蓄電池概算額の提示時に別途お知らせします。)

e 提出部数

- ・1部

f 留意事項

- ・以下のいずれかに該当する場合は、系統連系希望者の負担可能上限額申告書が、

原則として、無効となります。なお、その場合には、通知の上、第1次保証金（2.4(2)参照）として振り込まれた額を返金いたします。

- (a) 記名押捺がない場合
- (b) 負担可能上限額申告書の内容が不明確な場合
- (c) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (d) 負担可能上限額が負担可能上限額対象の工事費負担金を下回る場合
- (e) 振込期限までに第1次保証金のお振込みがない又は振込み額が不足している場合

- ・ I期残容量プロセスの系統連系希望者以外は申告できません。
- ・ 負担可能上限額申告書の受付締切後は負担可能上限額を原則変更はできません。

(2) 第1次保証金

a 第1次保証金額

- ・ 負担可能上限額の申告にあたっては、次の金額を第1次保証金としてお振込みください。

$$\text{第1次保証金} = \text{負担可能上限額[円]} (\text{消費税等相当額含む}) \times 5\%^{*13}$$

※13 第1次保証金は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てとします。

b 振込方法と期限

- ・ 第1次保証金は、負担可能上限額申告書の提出期限の2営業日前までにお振込みください。

なお、振込手数料は系統連系希望者負担とします。

- ・ 振込先、振込方法、振込期限、負担可能上限額申告書の提出締切日等については、蓄電池概算額をお知らせする際にご案内いたします。

c 第1次保証金の取扱い

- ・ 第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。

(a) 優先系統連系希望者の第1次保証金

ア I期残容量プロセスが成立した場合

- ・ 優先系統連系希望者が負担するそれぞれの工事費負担金に充当いたします。

イ I期残容量プロセスが不成立であった場合

- ・ 第1次保証金を返金いたします。

(b) 優先系統連系希望者とならなかつた系統連系希望者（以下「非優先系統連系希望者」といいます。）の第1次保証金

- ・ 第1次保証金を返金いたします。

- ・ 上記にかかわらず、優先系統連系希望者がI期残容量プロセスを辞退した場合

(辞退については5. 参照)、第1次保証金については返金いたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合には、第1次保証金を返金します。

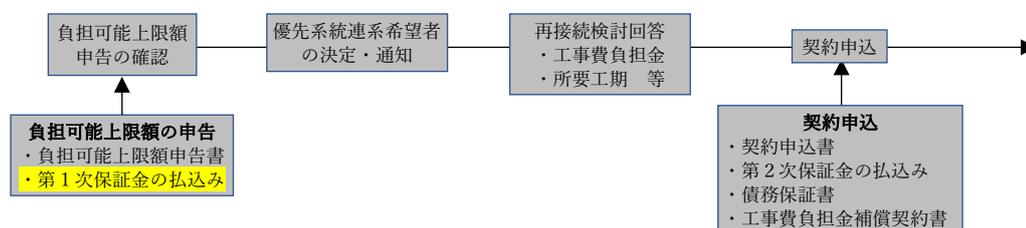
- (a) 再接続検討の回答における工事費負担金が、申告した負担可能上限額を超過することを理由に辞退した場合、又は辞退したものとして取り扱われる場合
- (b) 再接続検討の回答における所要工期が、接続検討の回答における工期を超過することを理由に辞退した場合
- (c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によってI期残容量プロセスを辞退せざるを得なくなった場合

・優先系統連系希望者に返金されなかった第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。

- (a) I期残容量プロセスが成立した場合
 - ・系統側蓄電池に係る工事費負担金に充当いたします。
- (b) I期蓄電池プロセスが不成立となった場合
 - ・第1次保証金を返金いたします。

・第1次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は系統連系希望者負担とさせていただきます。

<第1次保証金払い込みのタイミング>



(3) 留意事項

- ・当社はI期残容量プロセスにおいて、系統連系希望者が優先系統連系希望者の決定以降に辞退する場合は第1次保証金を、原則として返金いたしません。
- ・また、優先系統連系希望者決定以降、優先系統連系希望者の辞退が発生すると、再度の再接続検討が必要となる場合があり、I期残容量プロセスが遅延する可能性が生じます。こうした影響を回避するためにも、負担可能上限額申告書の提出前までに地権者や環境影響評価の関係箇所等と十分に調整を行ってください。
- ・振込期限までに第1次保証金の振込がないとき、又は不足しているときには、系統連系希望者の応募受付が、原則として、無効となります。その場合は、系統連系希望者に通知の上、第1次保証金として振り込まれた額を返金いたします。
- ・発電場所の確保は、発電事業を行うにあたっての重要事項の1つであり、系統連

系希望者が責任を持って確保するものです。

- ・発電設備等の設置場所の重複を解消するため辞退することになった場合は系統連系希望者による辞退として扱い、第1次保証金、第2次保証金は返金いたしません。そのため、他の系統連系希望者と発電設備等の設置場所が重複しないよう負担可能上限額申告書の提出前までに地権者と調整を行ってください。

2. 5 系統連系順位及び優先系統連系希望者の決定

(1) 系統連系順位の決定

- ・系統連系希望者の連系の優先順位（以下「系統連系順位」といいます。）は、負担可能上限額余剰分単価の高い順に決定します。
- ・負担可能上限額余剰分単価は次式にて算出します。

$$\begin{aligned} & \text{負担可能上限額余剰分単価 [円/kW]} \\ & = (\text{負担可能上限額}^{*14} [\text{円}] (\text{消費税等相当額含む}) - \text{工事費負担金}^{*15} [\text{円}] (\text{消費税等相当額含む})) / \text{最大受電電力 [kW]} \end{aligned}$$

※14 系統連系希望者が負担可能上限額申告書の提出受付期間中に申告した負担可能上限額となります。

※15 接続検討回答において、単独連系と全件連系で工事費負担金が異なる場合は、いずれか高い方を採用いたします。（系統側蓄電池に係る工事費負担金については、応募受付締切後に当社から提示する蓄電池概算提示時の金額とします。）

- ・負担可能上限額余剰分単価を用いて系統連系順位が決定しない場合は、抽選その他の公平性が確保された手続きにより決定します。
- ・系統連系順位は、原則として、その後の状況変化等によって順位は変動しないものとします。

(2) 優先系統連系希望者の決定

- ・負担可能上限額余剰分単価算出の結果、系統連系順位が募集容量（43.8万kW）の範囲内となった系統連系希望者が優先系統連系希望者となります（別紙5参照）。
- ・優先系統連系希望者の連系開始希望年度が分散した場合、当社は優先系統連系希望者を最大で2グループに分け、優先系統連系希望者の連系開始希望日によらず、蓄電池設置時期を設定させていただく場合があります（別紙5参照）。
- ・系統連系順位が募集容量（43.8万kW）の範囲内となった系統連系希望者が連系を希望しないこと等により、非優先系統連系希望者が繰り上がりで優先系統連系希望者になることがあります。
- ・繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいない場合、

優先系統連系希望者が決定となります。優先系統連系希望者の決定以降、非優先系統連系希望者が優先系統連系希望者となることはありません。

- ・応募容量が募集容量（43.8 万 kW）以下となり、系統連系順位の決定を行わない場合は、負担可能上限額申告書（様式 2 - 1）の提出及び第 1 次保証金のお振込みをもって、優先系統連系希望者となります。

（3）系統連系順位決定後の通知

- ・負担可能上限額余剰分単価算出の結果、系統連系順位が決定した場合は、負担可能上限額を申告した系統連系希望者に対して次の内容を通知します。
 - a 優先系統連系希望者
 - ・負担可能上限額余剰分単価
 - ・優先系統連系希望者であること
 - b 非優先系統連系希望者
 - ・負担可能上限額余剰分単価
 - ・非優先系統連系希望者であること
 - ・他の優先系統連系希望者が連系を希望しない場合等には、優先系統連系希望者となる可能性があること

2. 6 再接続検討の実施

- ・優先系統連系希望者の決定後、全ての優先系統連系希望者について再接続検討を実施します。
- ・工事費負担金は託送供給等約款、契約要綱、電源線省令、費用負担ガイドラインに基づき算出^{*16}します。
- ・再接続検討の結果、工事費負担金が増加した場合、優先系統連系希望者の工事費負担金が当該優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額以下である場合は、当該系統連系希望者の工事費負担金を負担可能として取り扱います。また、工事費負担金が増加し負担可能上限額を超過する場合は、当該優先系統連系希望者を辞退扱いとします。
- ・優先系統連系希望者が I 期残容量プロセスを辞退した場合又は辞退したものとして取り扱われる場合には、当該優先系統連系希望者を除いた上で、再接続検討を実施いたします。
- ・検討の結果、負担可能上限額を超過することによる辞退扱いが連鎖することが判明した場合は負担可能上限額に関する原則外の取扱い（6. 5 参照）に定めるとおり取り扱います。
- ・当社は、優先系統連系希望者に対し、再接続検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めます。この場合、当社は優先系統連系希望者に対し、当該情報が必要となる理由を説明します。

- ・当社に再接続検討に必要な情報の提供を求められた場合には、優先系統連系希望者は当該情報を当社にすみやかに提供いただきます。

※16 系統側蓄電池に係る工事費負担金の一般負担分は10%として算出します。

2.7 再接続検討の結果の回答

(1) 再接続検討の結果の回答

- ・当社は、再接続検討開始日から原則3か月以内に、優先系統連系希望者に対し、再接続検討の結果を回答するとともに必要な説明を行います。
- ・ただし、検討期間が3か月を超過することが判明した場合は、当社は、その理由、進捗状況及び今後の見込み（延長後の回答予定日を含む）について優先系統連系希望者へ通知します。なお、延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とします。
- ・当社は、辞退扱いとなった優先系統連系希望者に対し、辞退扱いとなった旨を書面にて通知し、第1次保証金の扱い（2.4(2)参照）に基づき、当該優先系統連系希望者の第1次保証金を返金します。^{※17}
- ・当社は、再接続検討の結果、送電系統の連系可能量がなくなり、当該送電系統をノンファーム型接続適用系統とする場合は、ノンファーム型接続適用系統として回答します。
- ・再接続検討回答に合わせて契約申込み（2.8参照）の手続き等について案内するとともに工事費負担金補償契約（2.9参照）の案を送付します。

※17 振込手数料は優先系統連系希望者負担とします。なお、返還する際に利息は付しません。

(2) 再接続検討の結果、所要工期が長期化する場合の手続き

- ・接続検討の回答における所要工期よりも、所要工期が長期化した再接続検討の回答を受領した優先系統連系希望者は、契約申込みの受付期間内において所要工期が長期化したことを理由に辞退を申し出ることができます。
- ・所要工期が長期化した再接続検討の回答を受領した優先系統連系希望者が、契約申込みの受付締切までに所要工期が長期化したことを理由に辞退を申し出ず、契約申込みを行わなかった場合は、当該優先系統連系希望者は所要工期が長期化したことを理由に辞退しなかったものとし、それ以外の理由で契約申込みを行わなかった優先系統連系希望者と同様に扱います。

2.8 契約申込み

(1) 契約申込みの受付開始

- ・再接続検討の回答日より、契約申込みの受付を開始します。

- ・再接続検討の回答を受領した優先系統連系希望者は、回答時に示す契約申込期限（回答日から起算して20営業日とします。）までに契約申込みをしてください。

(2) 契約申込みに必要な提出書類

- ・契約申込みをする優先系統連系希望者は、契約申込みに必要な書類を提出していただきます。なお、受付期間内に申し込みがなかった場合は、当該優先系統連系希望者を辞退扱いとします。

a 提出書類

- ・契約申込書
- ・工事費負担金補償契約書^{※18}
- ・工事費負担金補償契約の債務保証書類（2.9（4）参照）

※18 系統連系希望者が捺印したものとします。

b 提出方法

- ・簡易書留等の提出の記録が残る方法を用いて郵送によりご提出ください。

c 提出先

- ・「2.1（1）c 提出先」と同じ

d 契約申込み期限

- ・2022年12月下旬頃（系統連系希望者には蓄電池概算額の提示時に別途お知らせします。）

e 提出部数

- ・工事費負担金補償契約書の提出部数は2部とし、他は1部とします。

(3) 契約申込みの受付

- ・優先系統連系希望者から契約申込みに必要な提出書類を受領した場合は、提出書類に必要事項が記載されていること及び第2次保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受付けます。ただし、提出書類に不備がある場合には、提出書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みを受け付けます。
- ・契約申込みを受付した場合は、契約申込みをした優先系統連系希望者に対し、その旨を通知します。
- ・契約申込みの締切りまでに提出書類の修正がされない場合は、当該優先系統連系希望者の申込を無効とし、辞退したものと取り扱います。その場合、原則として当該優先系統連系希望者に対し、その旨を通知します。
- ・契約申込みをした優先系統連系希望者は、契約申込みの受付後、工事費負担金補償契約の締結（2.9参照）および債務保証書を提出（2.9（4）参照）し

ていただきます。

(4) 負担可能上限額の取扱い

- ・優先系統連系希望者の工事費負担金が当該優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額以下である場合は、当該系統連系希望者の工事費負担金を負担可能として取り扱います。また、工事費負担金が負担可能上限額を超過する場合は、当該系統連系希望者を辞退扱いとします。

(5) 第2次保証金

a 第2次保証金

- ・契約申込みにあたっては、次の金額を第2次保証金としてお振込み下さい。
第2次保証金 = 第1次保証金と同額 (2. 4 (2) 参照)

b 振込方法と期限

- ・第2次保証金は、契約申込み期限の2営業日前までにお振込み下さい。
なお、振込手数料は優先系統連系希望者負担とします。
- ・振込金額、振込先、振込期限等については、再接続検討回答時にご案内します。

c 第2次保証金の取扱い

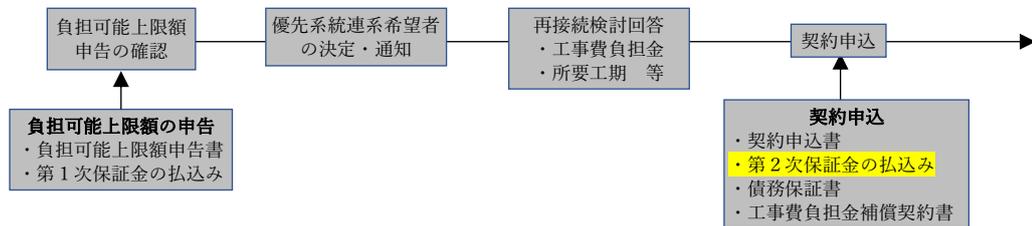
- ・第2次保証金の取扱いは次のとおりといたします。
 - (a) I期残容量プロセスが成立した場合
 - ・優先系統連系希望者が負担するそれぞれの工事費負担金に充当いたします。
 - (b) I期残容量プロセスが不成立であった場合
 - ・第2次保証金を返金いたします。
- ・上記にかかわらず、優先系統連系希望者がI期残容量プロセスを辞退した場合(辞退については5. 参照)、第2次保証金については返金いたしません。ただし、優先系統連系希望者が工事費負担金契約(2. 1 2 参照)を締結する前に、次のいずれかに該当する場合には、第2次保証金を返金します^{*19}。
 - (a) 技術検討(2. 1 2 参照)の結果、工事費負担金が、優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額を超過したことにより辞退として取り扱われる場合
 - (b) 技術検討(2. 1 2 参照)の結果、工期が再接続検討回答の工期を超過していることを理由に辞退した場合
 - (c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によってI期残容量プロセスを辞退せざるを得なくなった場合

※19 本項ただし書に基づき第2次保証金が返金される場合であっても、第1次保証金の返金事由(2. 4 (2) c 参照)に該当しないときは、第1次

保証金については返金いたしません。

- ・ I 期残容量プロセスを辞退した優先系統連系希望者に返金されなかった第 2 次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
 - (a) I 期残容量プロセスが成立した場合
 - ・ 系統側蓄電池に係る工事費負担金に充当いたします。
 - (b) I 期残容量プロセスが不成立となった場合
 - ・ 第 2 次保証金を返金いたします。
- ・ 振込期限までに第 2 次保証金の振込がないとき、又は不足しているときには、当該優先系統連系希望者の契約申込みを受付けせず無効とします。その場合は、優先系統連系希望者に通知の上、第 2 次保証金として振り込まれた額を返金いたします。
- ・ 第 2 次保証金を返金する際に利息は付さないものといたします。また、返金に伴う振込手数料は当該優先系統連系希望者の負担とさせていただきます。
 - (a) I 期残容量プロセスが成立した場合
 - ・ 系統側蓄電池に係る工事費負担金に充当いたします。
 - (b) I 期蓄電池プロセスが不成立となった場合
 - ・ 第 2 次保証金を返金いたします。

<第 2 次保証金払い込みのタイミング>



(6) 契約申込みの締切り

- ・ 契約申込みは蓄電池概算額の提示時にお知らせする契約申込期限（再接続検討の回答日から起算して 20 営業日後）に、契約申込みの受付を締め切り、第 2 次保証金が入金されているか否かを確認します。
- ・ 契約申込期限までに契約申込みを行わなかった優先系統連系希望者は辞退したものと取り扱います。辞退した場合又は辞退したものと取り扱われる場合には、当該優先系統連系希望者を除いた上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。
- ・ 契約申込みの締切以降、受付した提出書類の変更は原則認めません。

2. 9 工事費負担金補償契約

(1) 工事費負担金補償契約の締結

- ・契約申込みをした優先系統連系希望者は、契約申込期限（再接続検討の回答日から起算して20営業日後）までに、当社との間で工事費負担金補償契約（以下「補償契約」）を締結していただきます。^{※20}
- ・当社は補償契約締結期限までに補償契約を締結しない優先系統連系希望者の契約申込みを無効とし、辞退したものとして取り扱います。この場合、当該優先系統連系希望者を除いた上で、再度、再接続検討を実施いたします。また、第1次保証金及び第2次保証金については返金いたしませんので、ご注意ください。

※20 契約申込みを受付後、契約申込みをした優先系統連系希望者が辞退することにより、契約申込みを受付けした他の優先系統連系希望者に不利益を与えることを防止することを目的としています。

(2) 工事費負担金補償契約の内容

- ・当社は契約申込みに対する検討の結果、補償契約を締結した優先系統連系希望者の工事費負担金の額が負担可能上限額以内である場合は、当該優先系統連系希望者の工事費負担金を確定し、連系承諾を行います。
- ・補償契約を締結した優先系統連系希望者は、当該契約の締結後、辞退した場合、又は辞退扱いとなった場合は、同契約に基づき工事費負担金補償金を負担いただきます。ただし、I期残容量プロセスの完了前に、次に掲げる事情が生じた場合その他正当な理由がある場合は、補償契約に基づく支払い義務は免除されます。
 - ① 工事費負担金が負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなった場合
 - ② 技術検討（2.10参照）の回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に、当該技術検討の回答から起算して20営業日以内に辞退を申し出た場合^{※21}
 - ③ I期残容量プロセスが中止となった場合

※21 優先系統連系希望者の都合により辞退する場合は含まれません。

- ・当社は、補償契約に基づく支払い義務が免除される優先系統連系希望者が発生した場合、当該優先系統連系希望者に対し、その旨通知します。
- ・補償契約に基づき優先系統連系希望者が支払った工事費負担金補償金は、他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金に充当します。

(3) 工事費負担金の補償

- ・工事費負担金補償金の上限は、補償契約を締結した優先系統連系希望者が申告

した負担可能上限額とします。

(4) 債務保証書（工事費負担金補償金）

- ・ 契約申込みした優先系統連系希望者は、工事費負担金補償金の支払債務を担保する金融機関が発行した債務保証書（以下「補償金保証書」といいます。）を提出していただきます。（提出先は「2. 1（1）c 提出先」と同じ）
- ・ 補償契約締結の締切までに補償金保証書及び添付書類の原本を提出しない優先系統連系希望者の契約申込みを無効とし、辞退したものとして取り扱います。
- ・ 補償金保証書及び添付資料が下記の条件を満たしていることが確認できない場合、契約申込みを無効とし、辞退したものとして取り扱います。

【保証書の条件】

- ・ 保証人は、金融庁長官に登録された格付業者の信用格付けが、補償金保証書を発行する時点において A-又は A3 以上の金融機関であること
- ・ 補償金保証書の代表者名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・ 保証期間は工事費負担金補償金の全額の支払いが完了するまでであること

2. 10 技術検討の実施

- ・ 契約申込みをした全ての優先系統連系希望者^{*22}と補償契約締結および補償金保証書を受領し、技術検討の設計条件^{*23}について合意が得られた後、技術検討を実施します。
- ・ 当社は契約申込みを受付した優先系統連系希望者の連系順位を原則同順位とみなします。
- ・ I 期残容量プロセスでは、一括検討プロセスとの相互干渉による遅延が生じないように、接続検討にて容量制約がある場合は、ノンファーム型接続や N-1 電制など国の議論状況を踏まえた出力抑制による接続について検討します。
- ・ 回答内容と国の方針に差異が生じた場合は、別途、対応を検討します。
- ・ 工事費負担金は託送供給等約款、契約要綱、電源線省令、費用負担ガイドラインに基づき算出^{*24}します。
- ・ 当社は、優先系統連系希望者の工事費負担金が当該優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額以下である場合は、当該優先系統連系希望者の工事費負担金を負担可能として取り扱います。また、工事費負担金が負担可能上限額を超過する場合は、当該優先系統連系希望者を辞退扱いとします。その場合、当社は、辞退扱いとした系統連系希望者を除外し、当該優先系統連系希望者以外の契約申込みをした優先系統連系希望者の契約申込みの内容を前提に、技術検討を実施します。
- ・ 検討の結果、負担可能上限額を超過することによる辞退扱いが連鎖することが判明した場合は 6. 5 に定めるとおり取り扱います。
- ・ 当社は、契約申込みをした優先系統連系希望者に対し、技術検討に必要な情

報がある場合には、当該情報の提供を求めます。この場合、当社は優先系統連系希望者に対し、当該情報が必要となる理由を説明します。

- ・当社に技術検討に必要な情報の提供を求められた場合には、優先系統連系希望者は当該情報を当社にすみやかに提供いただきます。
- ・当社は技術検討において、更なる辞退又は辞退扱いとなる優先系統連系希望者がいなくなった時点で辞退扱いとなる優先系統連系希望者を確定するとともに、工事費負担金を負担可能な優先系統連系希望者に対し連系承諾を行います。

※ 2 2 契約申込みを受付後、辞退したものを除く

※ 2 3 技術検討にあたって、当社と優先系統連系希望者は技術検討の設計条件について合意が必要となります。

※ 2 4 系統側蓄電池に係る工事費負担金の一般負担分は10%として算出します。

2. 1 1 契約申込みの回答

(1) 契約申込みの回答

- ・当社は、契約申込み受付の締切日から起算して6か月以内又は契約申込みを受付した優先系統連系希望者と合意した期間以内に、契約申込みを受付けした全ての優先系統連系希望者に対し、契約申込みに対する検討結果（連系承諾等）を回答するとともに必要な説明を行います。ただし、6か月又は契約申込みを受付けした優先系統連系希望者と合意した期間を超過することが判明した場合は、その理由、進捗状況及び今後の見込み（延長後の回答予定日を含む）について契約申込みを受付けした優先系統連系希望者へ通知し、優先系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行います。
- ・合意した期間が契約申込みをした優先系統連系希望者ごとに異なる場合、その中で最長の期間を合意した期間とします。なお、当社が必要とする期間より短い期間で回答する場合は、実際の工事費負担金や工期が検討結果から大きく変動する場合があります。
- ・当社は、技術検討の結果、送電系統の連系可能量がなくなり、当該送電系統をノンファーム型接続適用系統とする場合は、ノンファーム型接続適用系統として回答します。
- ・当社は、辞退扱いとなった優先系統連系希望者に対し、辞退扱いとなった旨を書面にて通知し、第2次保証金の扱い（2. 8（5）参照）に基づき、当該優先系統連系希望者の第2次保証金を返金します。^{※25}

※ 2 5 振込手数料は優先系統連系希望者負担とします。なお、返金する際に利息は付しません。

(2) 技術検討の結果、所要工期が長期化する場合の手続き

- ・ 2. 1 0 に基づく技術検討の結果、再接続検討又は前回の技術検討の結果より

も所要工期が長期化する優先系統連系希望者がいる場合、契約申込みの結果（連系承諾等）を回答する前に、技術検討の結果を契約申込みをした全ての優先系統連系希望者に回答するとともに、長期化を理由とした辞退の受付期間を設けます。

- ・再接続検討又は前回の技術検討の結果よりも所要工期が長期化する回答を受領した優先系統連系希望者は、技術検討の当該回答日から起算して20営業日以内に所要工期が長期化したことを理由に辞退を申し出ることができます。
- ・所要工期が長期化したことを理由に当該優先系統連系希望者が辞退を申し出た場合、当該系統連系希望者の第2次保証金を返金^{※26}します。また、辞退扱いを通知した優先系統連系希望者及び辞退した優先系統連系希望者を除外した形で技術検討を再度実施するとともに、残る優先系統連系希望者へその旨通知します。
- ・技術検討の回答日から起算して20営業日後までに、辞退する優先系統連系希望者がいない場合、当社は、当該技術検討の結果を有効と判断し、契約申込みに対する結果（連系承諾等）を回答します。

※26 振込手数料は優先系統連系希望者負担とします。なお、返金する際に利息は付しません。

2. 1 2 工事費負担金契約

(1) 工事費負担金契約の締結

- ・契約申込みに対する検討回答にて連系承諾を受領した優先系統連系希望者は、連系承諾後1か月以内に、当社と工事費負担金契約を締結していただきます。
- ・1か月を超えて当社と工事費負担金契約の締結に至らない優先系統連系希望者はプロセスの遅延・滞留を防ぐため、辞退扱いとし、当該優先系統連系希望者にその旨を通知するとともに補償契約に基づいた対応を行います。

(2) 工事費負担金契約に必要な書類

- ・工事費負担金を締結する優先系統連系希望者は、工事費負担金契約に必要な書類を当社に提出していただきます。

a 工事費負担金契約に必要な提出書類等

- ・工事費負担金契約書^{※27}
- ・工事費負担金契約の債務保証書類（2. 1 2（4）参照）

※27 優先系統連系希望者が捺印したものとします。

b 提出方法

- ・簡易書留等の提出の記録が残る方法を用いて郵送によりご提出ください。

c 提出先

- ・「2. 1 (1) c 提出先」と同じ
- d 提出期限
 - ・2023年8月下旬頃以降（優先系統連系希望者には別途お知らせします。）
- e 提出部数
 - ・工事費負担金契約書の提出部数は2部とし、他は1部とします。

(3) 工事費負担金の算出方法

- ・工事費負担金は託送供給等約款、契約要綱、電源線省令、費用負担ガイドラインに基づき算出^{*28}する。
- ・当社は、辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者から没収した第1次保証金、第2次保証金を系統側蓄電池に係る工事費負担金に充当するものとし、充当する額は共用する優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した額とします。

※28 系統側蓄電池に係る工事費負担金の一般負担分は10%として算出します。

(4) 債務保証書（工事費負担金）

- ・契約申込みを行った優先系統連系希望者は、工事費負担金の支払債務を担保する金融機関が発行した債務保証書（以下「負担金保証書」といいます。）を提出していただきます。（提出先は「2. 1 (1) c 提出先」と同じ）
- ・連系承諾後1か月以内に負担金保証書及び添付書類の原本を提出しない優先系統連系希望者の契約申込みは無効とし、辞退したものとして取り扱います。
- ・負担金保証書及び添付資料が下記の条件を満たしていることが確認出来ない場合、契約申込みを無効とし、辞退したものとして取り扱います。

【保証書の条件】

- ・保証人は、金融庁長官に登録された格付業者の信用格付けが、補償金保証書を発行する時点においてA-又はA3以上の金融機関であること
- ・負担金保証書の代表者名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・保証期間は工事費負担金の全額の支払いが完了するまでであること

2. 1.3 工事費負担金の入金

(1) 工事費負担金契約締結に伴う工事費負担金の入金

- ・工事費負担金契約を締結した優先系統連系希望者は、締結した工事費負担金契約に基づき、支払期日までに、当社に対し工事費負担金を支払っていただきます。

2. 14 I期残容量プロセスの成否と完了

(1) I期残容量プロセスが成立する場合

- ・全ての優先系統連系希望者から系統側蓄電池に係る工事費負担金の入金が確認された場合、I期残容量プロセスは成立するものとします。
- ・I期残容量プロセスが成立した場合には、優先系統連系希望者にその旨を通知するとともに、優先系統連系希望者に対し、当社からI期残容量プロセス完了後の手続についてご案内いたします。
- ・I期残容量プロセスが成立した場合には、非優先系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み及び契約申込み、意思表示、暫定的に確保された送電系統の容量、応募、優先系統連系希望者決定等）は無効となります。ただし、締結した契約に関わる行為は除きます。

(2) I期残容量プロセスが不成立となる場合

- ・I期残容量プロセスに応募申込した全ての系統連系希望者が、辞退した又は辞退扱いになった等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となったことが確認された場合。
- ・いずれの系統連系希望者からも応募申込が行われなかったことが確認された場合。
- ・I期残容量プロセスが不成立となる場合、系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み及び契約申込み、意思表示、暫定的に確保された送電系統の容量、応募、優先系統連系希望者決定等）は無効となります。ただし、締結した契約に関わる行為は除きます。

(3) I期残容量プロセスの完了

- ・I期残容量プロセスが成立した場合又は不成立となった場合、I期残容量プロセスは完了いたします。
- ・優先系統連系希望者の最大受電電力の合計が募集容量（43.8万kW）に達しない場合、又はI期残容量プロセスが不成立の場合、I期残容量プロセスにおいて、未達分の再募集は行いません。

2. 15 I期残容量プロセスの結果の公表

- ・当社は、I期残容量プロセスの完了後、その結果を当社ウェブサイトに公表します。

2. 16 I期残容量プロセス完了後の手続き

- ・優先系統連系希望者には、I期残容量プロセスの完了後、当社との間で系統連系までに以下の①～④の契約および協定を締結^{*29}していただきます。

①給電協定（特別高圧連系）又は配電線連系協定（高圧連系）	系統運用に係る協定を締結します。
②連系契約	発電設備系統連系サービス要綱による連系に係る契約を締結します。
③線路損失協定書	受電地点から計量地点までの距離が 300m を超過する場合等に必要となります。
④GIS 共用覚書	当社資産のガス絶縁型変圧変流器（VCT）を共用する場合に締結します。

※ 2 9 ①～④の他に必要となる契約および協定等がある場合は、必要となる契約および協定書等を締結していただきます。

3 工事費負担金について

3. 1 工事費負担金の算出方法

・優先系統連系希望者が送電系統に連系をするにあたっては、以下の概算工事費の合計額を工事費負担金としてご負担いただきます。

(1) 系統側蓄電池費用

・蓄電池負担金単価^{※30} [円/kW] × 最大受電電力 [kW]

※ 3 0 応募容量が募集容量（43.8 万 kW）以上の場合は、優先系統連系希望者で共同負担していただく費用のうち、特定負担分を募集容量（43.8 万 kW）で除した負担金単価（円/kW）。応募容量が募集容量（43.8 万 kW）以下の場合は、応募容量を踏まえて容量を縮小させた系統側蓄電池に対し、優先系統連系希望者で共同負担していただく費用のうち特定負担分を応募容量で除した負担金単価（円/kW）となります。

(2) 電源線工事

・電源線の新設工事費用及び既設設備の対策工事費用

ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費を共用する優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した額^{※31}

※ 3 1 電源線省令に基づき算出いたします。I 期残容量プロセスにおける電源線工事、その他供給設備工事費用は、系統連系順位にかかわらず、対策設備を共用する全ての優先系統連系希望者の最大受電電力で按分してご負担いただきます。

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

・変電所・バンク逆潮流対策工事費用^{※32}

※ 3 2 託送供給等約款により算出いたします。

(4) その他供給設備工事

- ・その他供給設備工事費用^{※33}（上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等）のうち、優先系統連系希望者の特定負担に帰するもの。
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費（特定負担分）を共用する優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した額

※33 費用負担ガイドラインに基づき算出いたします。

(5) 一般負担の上限超過額

- ・その他供給設備工事の一般負担額のうち一般負担の上限額を超過した額^{※33}。
ただし、複数の優先系統連系希望者でその他供給設備工事の対策設備を共用する場合は、共用するその他供給設備工事の工事費（一般負担分）を共用する優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額。ただし、一般負担の上限額の超過判定にあたり、ここで記載している系統側蓄電池及び関連コストの一般負担分は含めません。

3. 2 工事完了後における工事費負担金の精算

- ・工事完了後に、支払済みの工事費負担金に対して工事完了により確定した工事費負担金が増加若しくは減少した場合には、その差額を精算いたします^{※34}。

※34 工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合で、工事完了により確定した工事費が工事費負担金補償金額の算定の前提とした工事費を下回っていることにより工事費負担金補償金額の減額が生じているときは、当該優先系統連系希望者も含めて精算いたします。ただし、設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新たに当該設備を利用する事業者（以下「新規利用事業者」といいます。）があった場合における優先的な返金（3.3参照）により当該設備に係る工事費負担金補償金が全て返金されている場合を除きます。

3. 3 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算

- ・電源線工事、変電所・バンク逆潮流対策工事、その他供給設備工事について、設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新規利用事業者があった場合、当社の託送供給等約款等に基づき、当該設備の使用開始当初から新規利用事業者も共用するとして算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則として、その差額を精算いたします。
- ・上記の場合において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、新規利用事業者の工事費負担金等は当該優先系統連系希望者に優先的に返金します。ただし、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者が複数いる場合には、当該優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金の額に応じて、按分した額とします。
- ・工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算は、原則として、工

事完了後、年度ごとに1回実施いたします。

4 工事費負担金補償金について

4. 1 工事費負担金補償金

- ・「2. 9 (1) 工事費負担金補償契約」に記載のとおり、契約申込みをした優先系統連系希望者は、当社との間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。
- ・優先系統連系希望者が連系できなくなった場合、当該優先系統連系希望者は、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・工事費負担金補償金額は、原則として、次に示す項目の合計額^{※3 5}とします。
 - a 系統側蓄電池費用の工事費負担金（運用期間中の系統側蓄電池メンテナンス（保守・運用）費用及び系統側蓄電池の撤去工事費用を含む金額）
 - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - c その他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - d 1. 2の①～④の費用及びその他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備の当該優先系統連系希望者に係る費用の一般負担分

※3 5 調査測量や蓄電池の調達に係る費用等により必要工事費等が増減することがあります。

4. 2 工事費負担金補償金の精算

- ・以下の場合には、優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金をそれぞれの精算方法に準じて精算いたします。
 - a 工事完了後の精算時
「3. 2 工事完了後における工事費負担金の精算」に定める方法
 - b 新規発電設備連系による工事費負担金精算時
「3. 3 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算」に定める方法

5 辞退の手続について

5. 1 手続き

- ・I期残容量プロセスの系統連系希望者がI期残容量プロセスの辞退を希望する場合は、以下の方法にしたがって、辞退書（様式3）を提出してください。なお、辞退書（様式3）の提出により、辞退者が行った全ての行為（接続検討申込み及び契約申込み、意思表示、暫定的に確保された送電系統の容量、応募、優先系統連系希望者決定等）は無効となります。ただし、締結した契約に関わる行為は除きます。

- a 提出書類
 - ・ 辞退書（様式3）

押捺いただく印は、『応募申込書（様式1）』と同一のものといたします。
 - b 提出方法
 - ・ 簡易書留等の提出の記録が残る方法を用いて郵送によりご提出ください。
 - c 提出先
 - ・ 「2. 1（1）c 提出先」と同じ
 - d 提出部数
 - ・ 1部
- ・ I期残容量プロセスに応募した案件のうち、電源接続案件一括検討プロセスの開始申込を行った案件及び同プロセスに応募した案件はI期残容量プロセスからの辞退となります。

6 その他

6. 1 送電システムの暫定的な容量確保について

- ・ I期残容量プロセス対象案件のうち、I期残容量プロセスの参加を継続する旨の意思表明書を受領したものは、送電システムの暫定的な容量を確保^{※36}しています。

※36 ノンファーム型接続適用電源は除きます。

- ・ I期残容量プロセス対象案件がI期残容量プロセスを辞退した場合又は優先系統連系希望者とならなかった場合には、確保した送電システムの暫定的な容量を取り消します。
- ・ I期残容量プロセスにおいて暫定容量は各段階により次のとおりとします。ただし、送電システムの容量を確保しなくとも、系統連系希望者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りではありません。

期 間	対象となる送電系統	確保する容量
意思表明書提出締切～応募受付締切	意思表明書を提出した系統連系希望者の連系点の上位系統	意思表明書を提出した系統連系希望者の最大受電電力分
応募受付締切～優先系統連系希望者決定前	応募申込みを受付した系統連系希望者の連系点の上位系統	応募申込みを受付した系統連系希望者の最大受電電力分
優先系統連系希望者決定～再接続検討 ^{※37} ～契約申込み	優先系統連系希望者の連系点の上位系統	優先系統連系希望者の最大受電電力分

契約申込み ^{※37} ～連系承諾	契約申込みを受付した系統連系希望者の連系点の上位系統	契約申込みを受付した系統連系希望者の最大受電電力分
----------------------------	----------------------------	---------------------------

※37 検討をやり直す場合はその都度暫定容量を見直します。その場合、当社はその時点で辞退した又は辞退扱いとなった系統連系希望者を優先系統連系希望者から除外します。

- ・当社は、連系承諾の通知時点をもって、同プロセスの結果に基づき暫定容量を確定させます。
- ・I期残容量プロセスを中止する場合、I期残容量プロセスに係る全ての暫定容量を取り消します。
- ・当社は、各段階において暫定容量を確保した結果、基幹系統の空き容量がなくなると判断した場合は、その時点で当該送電系統をノンファーム型接続適用系統とします。

6. 2 I期残容量プロセスの中止について

- ・当社は以下の場合において、I期残容量プロセスを中止することがあります。
 - a I期残容量プロセス開始後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
 - b 応募容量又は負担可能上限額申告書が提出された容量が極端に少ない場合など、I期残容量プロセスを継続したとしても不成立となる蓋然性が高いと当社が判断した場合
- ・I期残容量プロセスを中止する場合、当社は、応募申込みをした系統連系希望者^{※38}に対して、中止前に意見を聴取します。ただし、意見を聴取することが不可能又は著しく困難である場合はその限りではありません。
- ・当社は、I期残容量プロセスを中止する場合は、プロセスの経過や中止する理由を公表します。
- ・当社は、国等からI期残容量プロセスの中止又は中断の要請があった場合は、当該要請に従うものとします。

※38 辞退した又は辞退扱いになった系統連系希望者を除きます。

6. 3 発電設備の場合の出力制御について

- ・再エネ特措法に基づき、無制限・無補償での出力制御に応じていただくことが連系にあたっての条件となりますのでご注意ください。
- ・北海道の再生可能エネルギー導入量の想定等を踏まえた出力制御の見通しについては、負担可能上限額申告の受付開始前までに、お知らせします。

6. 4 I期残容量プロセス対象案件のあるエリアにおける系統アクセス業務

- ・I期残容量プロセス対象案件のあるエリアにおけるプロセス対象外案件の系統アクセス検討を行う場合、I期残容量プロセスにおいて暫定的な容量を確保している申込みを考慮します。I期残容量プロセスからの辞退等により、暫定的な送電系統の容量を取り消した以降の申込みについては、当該容量を取消した条件で系統アクセス検討を実施します。

6. 5 負担可能上限額に関する原則外の取扱い

- ・優先系統連系希望者が申告した負担可能上限額は、原則変更できません。ただし、再接続検討又は技術検討の際に、優先系統連系希望者が辞退扱いとなる場合でその他の優先系統連系希望者が連鎖して辞退扱いになると見込まれる場合に該当した場合は、負担可能上限額を変更できます。
- ・再接続検討又は技術検討（以下「検討A」という。）の結果、工事費負担金が負担可能上限額を超過する優先系統連系希望者（以下「超過事業者」という。）が発生し、当該超過事業者を除外した再接続検討又は技術検討（以下「検討B」という。）の結果、更なる超過事業者が発生する場合は、超過事業者の連鎖による検討期間の長期化やプロセス不成立を防ぐため、検討Aにおける超過事業者が工事費負担金を負担できるか確認します。

(1) 負担可能上限額変更手続き

- ・検討Aの結果、超過事業者が発生し、検討Bの結果、更なる超過事業者が発生する場合は、当社は検討Aにおける全ての超過事業者に対し、負担可能上限額を検討Aで算出した工事費負担金額に変更する意思を有するか否かを確認します。
- ・検討Aにおける全ての超過事業者が負担可能上限額の変更の意思を有する場合、当社は、追加の保証金^{※39}の支払いについて通知します。なお、負担可能上限額の変更の意思を有さない超過事業者がいる場合、検討Aにおける全ての超過事業者を辞退扱いとします。
- ・期限内に検討Aにおける全ての超過事業者から追加の保証金が入金されていることを確認できた場合は、全ての超過事業者の負担可能上限額を変更し、検討Aの結果を全ての優先系統連系希望者に回答します。
- ・期限内に検討Aにおける全ての超過事業者から追加の保証金が入金されていないことを確認できない場合は、当該超過事業者を負担可能上限額の変更の意思を有さない優先系統連系希望者とみなし、検討Aにおける全ての超過事業者を辞退扱いとします。

※39 振込手数料は超過事業者負担とします。

6. 6 手続きの一部を省略する場合の取扱い

- ・当社は、I期残容量プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、I期残容量プロセスにおける手続（再接続検討、負担可能上限額申告及び補償契約締結等）の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したとき、I期残容量プロセスにおける手続の一部を省略することがあります。

6. 7 本募集要綱に記載の無い事項について

- ・本募集要綱に記載の無い事項については、広域機関の業務規程及び送配電等業務指針、当社が定める託送供給等約款^{*40}、契約要綱^{*41}、並びに関連諸法令や当社のウェブサイト公表する内容によるものといたします。
- ・本募集要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、当社にて取扱いを検討し、関係する系統連系希望者等に通知又は公表いたします。

※40 当社HP「託送供給等約款及び要綱」

https://www.hepco.co.jp/network/con_service/stipulation/consignment.html

※41 当社HP「契約要綱および買取価格・期間」

https://www.hepco.co.jp/network/renewable_energy/fixedprice_purchase/outline_unitprice_sp.html

6. 8 本募集要綱で使用する用語について

- ・本募集要綱で使用する用語は、特に定義しない限り、電気事業法その他の関係法令並びに広域機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針における用語と同一の意味を有するものといたします。

以 上

別紙 1 負担可能上限額対象費用の概要

1 負担可能上限額対象費用

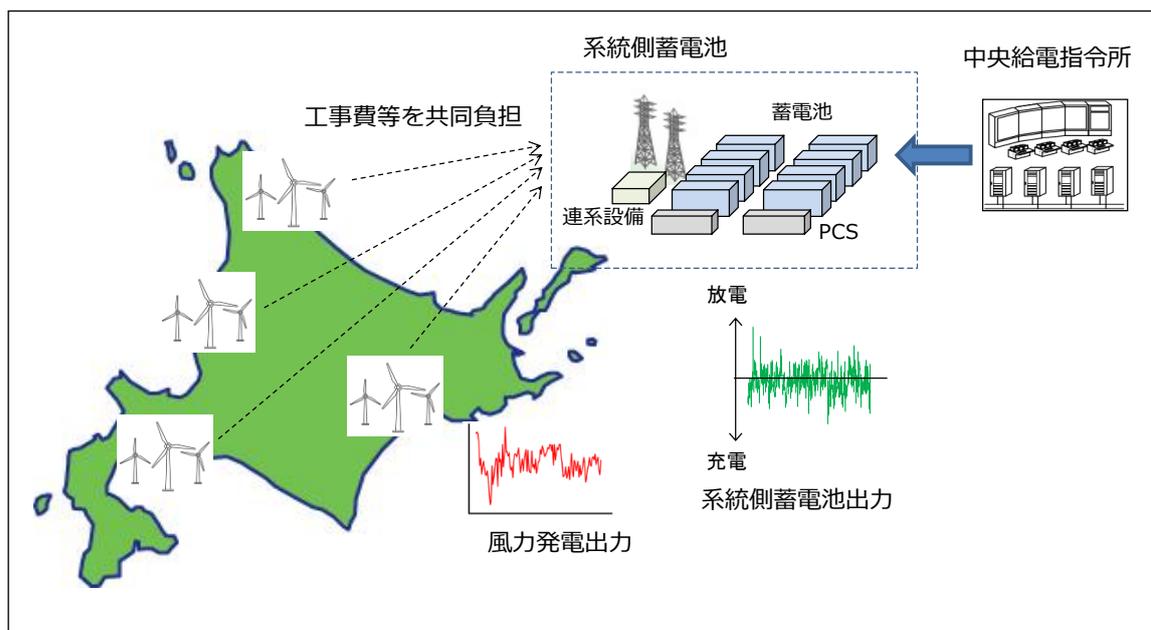
- I期残容量プロセスにおいて、負担可能上限額の対象となる費用は系統側蓄電池や発電設備連系に係る電源線工事等の費用のうち工事費負担金分（特定負担分）の合計とします。

- (1) 系統側蓄電池に係る費用（工事費負担金）
- (2) 発電設備連系に係る電源線工事等の費用（工事費負担金）

2 系統側蓄電池に係る費用

- 北海道エリアにおいて、風力発電および太陽光発電は周波数調整面での接続量の限界に達しております。更なる拡大を目的とし、新たに43.8万kWの発電設備の連系を可能とするため、7.8万kW-4h程度の蓄電池を設置します。

(1) 概要図



(2) 系統側蓄電池および連系設備の工事概要^{※1}

設備区分	項目	新設	建替・張替・取替	改造・改修	備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等）
蓄電池	—	7.8万kW -4h程度	—	—	逆変換装置等を含む
変電設備	変圧器	2台	—	—	187/6kV 40MVA×2台
	遮断器	4台	—	—	187kV×4台

※1 発電設備の連系量等により変更となる可能性があります

(3) 系統側蓄電池に係る負担可能上限額申告対象費用 (①~④の90%^{※2})

- ① 系統側蓄電池の調達費用、設置工事費用
- ② 系統側蓄電池連系設備の調達費用、設置工事費用
- ③ 運用期間中の系統側蓄電池メンテナンス (保守・運用) 費用
- ④ 系統側蓄電池の撤去工事費用

※2 特定負担分の割合 (全体から一般負担分の割合である10%を除いた割合)

3 発電設備連系に係る電源線工事等の費用

- 負担可能上限額対象費用は系統側蓄電池に係る費用の他に、負担可能上限額申告対象費用には他の系統連系希望者と共用しない設備対策や一部の系統連系希望者と共用する設備対策として、電源線工事やその他供給設備工事等の費用も含まれます。

(1) 電源線工事

- ・ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費を共用する優先系統連系希望者^{※3}の最大受電電力で按分した額

※3 I期残容量プロセスにおける電源線工事、その他供給設備工事費用は、系統連系順位にかかわらず、対策設備を共用する全ての優先系統連系希望者の最大受電電力で按分してご負担いただきます。

(2) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・変電所・バンク逆潮流対策工事費用^{※4}

※4 託送供給等約款により算出いたします。

(3) その他供給設備工事

- ・その他供給設備工事費用 (上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等)のうち、優先系統連系希望者の特定負担に帰するもの。

ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費 (特定負担分) を共用する優先系統連系希望者^{※1}の最大受電電力で按分した額

(4) 一般負担の上限超過額

- ・その他供給設備工事の一般負担額のうち、一般負担の上限額を超過した額
- ただし、複数の優先系統連系希望者でその他供給設備工事の対策設備を共用する場合は、共用するその他供給設備工事の工事費 (一般負担分) を共用する優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額のうち、一般負担の上限額を超過した額

4 充放電損失に係る費用について (負担可能上限額申告対象外の費用)

- 蓄電池の充放電損失に係る費用や蓄電池の故障等に伴い追加的に発生する費用については、蓄電池の運用状況や電力市場単価等により変わりうることから、負担可能上限額対象費用には含めておりません。蓄電池の運用実績に応じた費用のうち一般負担を除いた分 (特定負担分) について、当該費用が発生した時点で当社

との電力受給契約等を締結している発電事業者の容量での按分により別途ご負担頂くことをご理解の上、負担可能上限額申告書を提出願います。

- 充放電損失に係る負担金単価の算定は以下のとおり行います。

$$\text{負担金単価 (円/kW)} = \{ \text{系統側蓄電池の充電電力量 (kWh)} - \text{系統側蓄電池の放電電力量 (kWh)} \} \\ \times \text{電力単価 (円/kWh)} \\ \text{ / 当社との受給契約等を締結している案件の合計容量 (kW)} \times 90\%^{\ast 2}$$

- 系統側蓄電池の充放電電力量は、当社が設置する電力量計により計量した値とします。
- 電力単価および費用精算期間については、別途お知らせいたします。

以上

別紙2 本募集要綱における特記事項

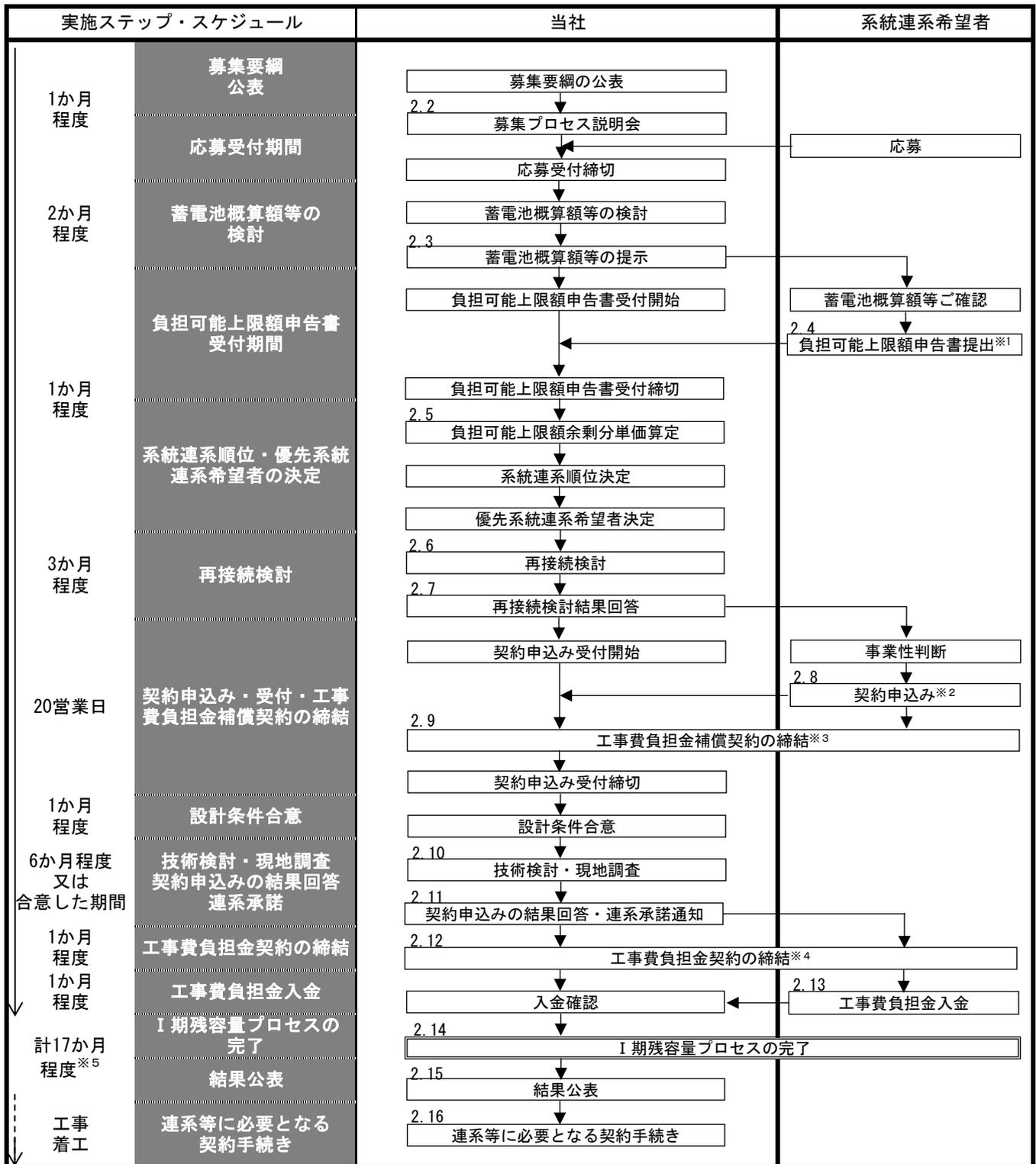
- 本募集プロセスにより当社系統への連系が決定した発電事業者との間における「発電者の再生可能エネルギー発電設備と当社が維持及び運用する電力系統との接続等にかかる契約」並びに「再生可能エネルギー電気の発電者による供給および当社による調達にかかる契約」、その他必要な契約の締結にあたっては、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（令和3年7月1日実施。以下「契約要綱」といいます。）及び本募集要綱を承諾いただきます。この場合において、下表に示すように、本募集要綱の定めと契約要綱の定めとに矛盾又は抵触がある場合、本募集要綱に定める内容にこれらの契約の内容を変更又は修正することについても承諾いただきます。

	契約要綱	本募集要綱
	<p>17 本発電設備等の管理・補修等</p> <p>(1) 8（電気方式，周波数等）に定める電気工作物の責任分界点より発電者側の電気工作物（当社が所有する電気工作物を除きます。）については発電者が、<u>当社側の電気工作物および発電者側の当社が所有する電気工作物については当社が、自らの責任と負担において管理および補修を行なうもの</u>といたします。</p> <p>(略)</p> <p>29 設備の撤去</p> <p>受給契約が終了した場合における本発電設備その他の受給契約にもとづき設置された電気工作物の撤去を行なう場合については、8（電気方式，周波数等）に定める責任分界点より発電者側の電気工作物（当社が所有する電気工作物を除きます。）については発電者が、<u>当社側の電気工作物および発電者側の当社が所有する電気工作物については当社が、それぞれその撤去費用を負担する義務を負うもの</u>といたします。ただし、受給契約の終了が発電者または当社のいずれかの責めに帰すべき事由による場合には、当該有責当事者がその撤去費用を負担する義務を負うものいたします。</p>	<p>1. 1 募集する電源</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>系統側蓄電池及び連系設備の費用、設置工事費用、撤去工事費用、運用期間中（蓄電池運転開始から20年を基準に設定）のメンテナンス（保守・運用）及び系統側蓄電池の充放電損失に係る費用を共同負担すること。</u></p>
費用負担		

	契約要綱	本募集要綱
出力抑制	<p>16 出力抑制</p> <p>(1) 当社は、次の場合には、本発電設備の出力の抑制を行なうことができるものといたします。</p> <p>なお、発電者は、当社が発電者に書面等により当該出力の抑制を行なった合理的な理由を示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、当社に対して求めないものといたします。</p> <p>イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号、その後の改正を含み、以下「施行規則」といいます。）第 14 条第 1 項第 8 号ホ(1), (2), (3) または(4) に掲げる場合（当社の責めに帰すべき事由によらない場合に限り。）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 発電者は、施行規則第 14 条第 1 項第 8 号へ(1) または(2) に掲げる場合（当社の責めに帰すべき事由によらず、当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合を含みます。）には、当社の指示にしたがい、本発電設備の出力の抑制を行なうものといたします。</p> <p>なお、<u>発電者は、当社から当該出力の抑制の指示がなされた場合において、当社が発電者に書面等により当該指示を行なった合理的な理由を示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、法令により認められる範囲を超えて、当社に対して求めないものといたします。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) (1) から(5) までにおいて発電者が当該出力の抑制により生じた損害の</p>	<p>1. 1 募集する電源</p> <p>(略)</p> <p>(3) 以下に示すような場合における出力制御、停止等に対し、その期間によらず応じていただくこと。</p> <p>① 系統側蓄電池の点検、故障、想定外の劣化等により運転可能な系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合</p> <p>② 系統側蓄電池の充電量の状態に伴い、系統側蓄電池の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合</p> <p>③ 風力発電の出力変動が想定以上となる等、周波数調整の限界を超える場合若しくは超えることが見込まれる場合</p> <p>④ 調整用火力発電機や連系線の作業停止や事故時の緊急停止等、系統側の調整力の出力が制限される場合若しくは制限されることが見込まれる場合</p> <p>⑤ 天災地変、戦争、暴動、内乱その他当社の責めによらない場合</p> <p>(4) <u>上記(3) ①～⑤の場合における出力制御、停止等に伴う損害について、出力制御、停止等の期間によらず当社が補償しないことに同意いただくこと。ただし、①～③の場合においては、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。また、④の場合においては、当社に故意または過失がある場合を除きます。</u></p>

	契約要綱	本募集要綱
	<p>補償を当社に対して求めないものとされている場合以外の場合において、当社が行なった本発電設備の出力の抑制、または当社による指示にしたがって発電者が行なった本発電設備の出力の抑制により、発電者に生じた損害について、発電者は、当社に対し、当該出力の抑制を行なわなかったとしたならば発電者が当社に供給したであろうと認められる受給電力量に、22(料金)(1)に定める電力量料金単価を乗じた金額を上限として、その補償を求めることができ、当社は、かかる補償を求められた場合には、これに応じるものといたします。ただし、受給契約の成立時において、発電者および当社のいずれもが予想することができなかった特別の事情が生じたことにより当社が本発電設備の出力の抑制を行ない、または、<u>当社による指示にしたがって発電者が本発電設備の出力の抑制を行なった場合であって、当該特別の事情の発生が当社の責めに帰すべき事由によらないことが明らか</u>な場合については、この限りではないものといたします。</p> <p>なお、当社は同一の原因により発電者の受けた当該損害について、重ねて賠償および受給契約にかかる債務の履行の責めを負わないものといたします。</p>	

別紙3 I期残容量プロセスの流れ

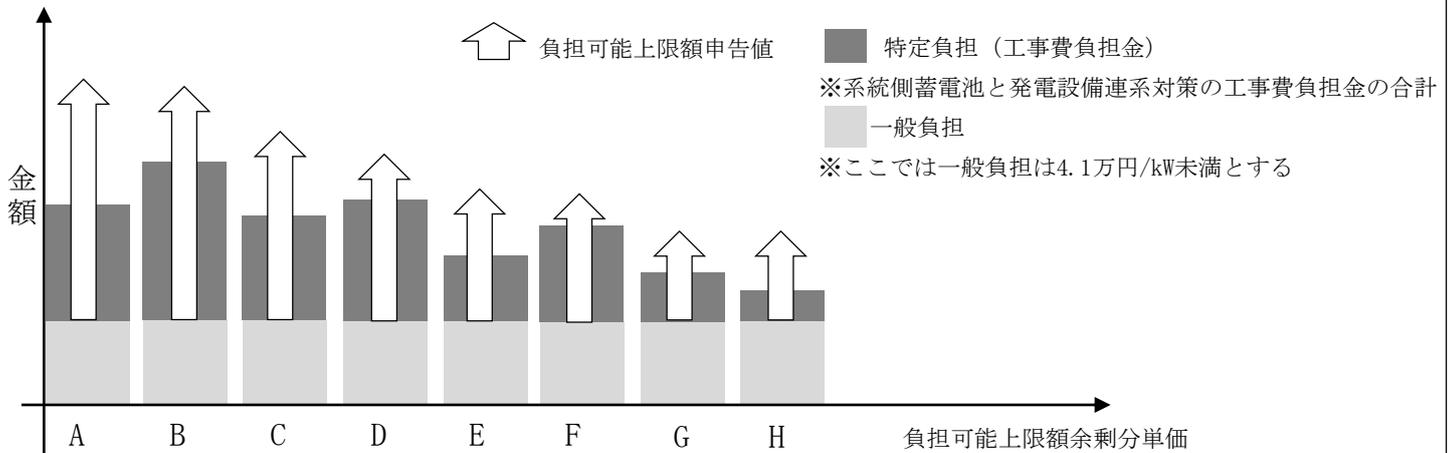


※1 負担可能上限額申告書の提出時には第1次保証金をお振込みいただきます。
 ※2 契約申込みに合わせて、第2次保証金をお振込みいただきます。
 ※3 工事費負担金補償契約の締結には金融機関からの債務保証書が必要となります。
 ※4 工事費負担金契約の締結には金融機関からの債務保証書が必要となります。
 ※5 辞退による再度の再接続検討等の理由により期間が変更となる場合があります。

別紙4 負担可能上限額の考え方（例：優先系統連系希望者決定後の再接続検討におけるイメージ）

【1】再接続検討（全員の工事費負担金が負担可能上限額以内の場合）

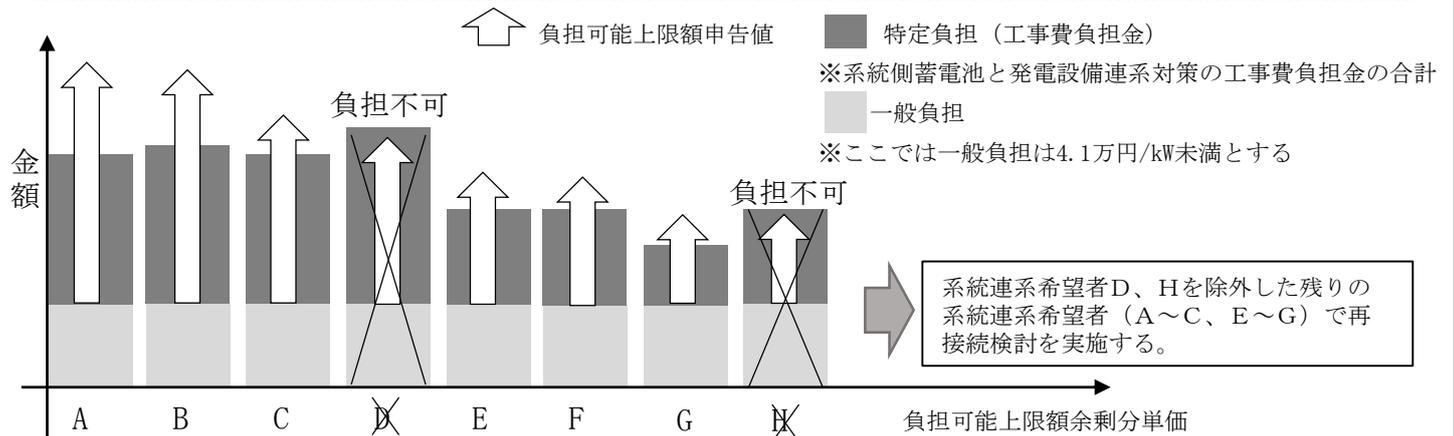
- ・優先系統連系希望者となったA～Hで再接続検討を実施。
- ・再接続検討の結果、全ての系統連系希望者の工事費負担金が負担可能上限額以内となった。
⇒再接続検討完了とし、検討結果を回答する。



【2】再接続検討

（ある優先系統連系希望者の工事費負担金が、当該優先系統連系希望者が申告した負担可能上限額を超過する場合）

- ・優先系統連系希望者となったA～Hで、再接続検討を実施。
- ・再接続検討の結果、優先系統連系希望者D及びHの工事費負担金が負担可能上限額を超過した。
⇒優先系統連系希望者D、Hを辞退扱いとする。
⇒優先系統連系希望者D、Hを除外し、残りの優先系統連系希望者（A～C、E～G）で再接続検討（2回目）を実施し、全ての優先系統連系希望者が負担可能上限額以内であればその検討結果を回答する。
⇒回答の際、優先系統連系希望者D、Hは負担可能上限額超過による辞退扱いになった旨を通知する。

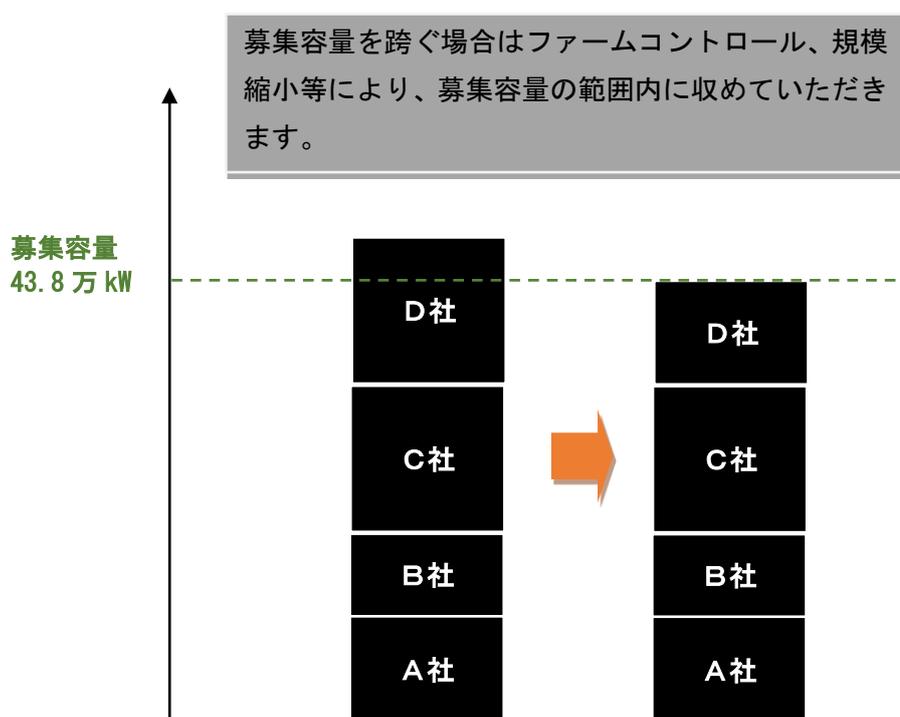


別紙5 系統連系順位等に関する補足

1. 優先系統連系希望者の決定について

- 負担可能上限額余剰分単価が高い順に、系統連系順位を決定します。
- 系統連系順位にしたがって、募集容量の範囲内の負担可能上限額申告者を優先系統連系希望者に決定いたします。
- 募集容量を跨ぐ場合はファームコントロール^{※1}、規模縮小等により、募集容量の範囲内に収めていただきます。
- 負担可能上限額申告対象費用以外の系統側蓄電池の充放電損失に係る費用は、系統連系順位にかかわらず、系統側蓄電池を共用する全ての優先系統連系希望者の最大受電電力で按分して費用をご負担いただきます。

※1 許容される超過量は風力発電設備1基（複数機ある場合はそのうちの最小出力機）とします。



年 月 日

応募申込書

北海道電力ネットワーク株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期残容量）」に関し、2022年●月●日付募集要綱を承認の上、下記のとおり応募します。

記

1. 発 電 場 所	
2. 受 電 地 点	
3. 最大受電電力	
4. 受付番号(接続検討申込時)	
5. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail (上記が記載されている名刺 の貼付でも可)	

<申込み窓口 記入欄>

受付番号		受領日	
------	--	-----	--

年 月 日

負担可能上限額申告書

北海道電力ネットワーク株式会社 御中

住 所 _____
 会 社 名 _____
 代表者氏名 _____ 印

当社は、北海道電力ネットワーク株式会社による「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期残容量）」（以下「I期残容量プロセス」といいます。）に関し、2021年12月10日付接続検討の回答書の内容および●年●月●日付の当社から提示した系統側蓄電池概算額を承認するとともに、下記のとおり申告する負担可能上限額を上限とする工事費負担金を負担の上、連系等を行う意思があることを表明いたします。

なお、当社は、他の系統連系希望者の辞退に基づく再接続検討の結果の工事費負担金が、申告した負担可能上限額を超過する場合に辞退扱いとなること並びに辞退扱いとなる場合にI期残容量プロセスにおいて当社が行った全ての行為（接続検討申込み等）が無効となる（ただし、締結した契約に関わる行為は除く。）ことに異議を述べません。

記

1. I期残容量プロセス 応募申込時の受付番号	
2. 負担可能上限額 ^{※1} (消費税等相当額含む)	_____ 円 (消費税等相当額含む)
3. 第1次保証金 ^{※2}	_____ 円 〔 負担可能上限額 (消費税等相当額含む) × 5% (千円単位 (千円未満の端数切捨て)) 〕
4. 連絡先	担当者名 _____ 住 所 _____ 電 話 _____ F A X _____ E-mail _____

※1 本書による負担可能上限額の申告以降、原則として、申告額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

※2 振込手数料は申込みをした系統連系希望者負担といたします。期限内に第1次保証金を支払わない（一部しか入金しない）場合、負担可能上限額の申告は無効となり、辞退扱いとさせていただきますので、ご注意ください。

以 上

負担可能上限額申告申込書

北海道電力ネットワーク株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期残容量）」に関し、2022年●月●日付募集要綱を承認の上、同封する負担可能上限額申告書のとおり申し込みます。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 負担可能上限額	同封「負担可能上限額申告書」のとおり
3. 第1次保証金額	同封「負担可能上限額申告書」のとおり
4. 保証金返還時の口座	
銀行名	
支店名	
預金科目	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人の氏名	
5. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

年 月 日

辞 退 書

北海道電力ネットワーク株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

○辞退に関する意思表示

当社は、都合により、貴社が主宰する「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス（I期残容量）」（以下「I期残容量プロセス」といいます。）を辞退いたします。なお、当社は、I期残容量プロセスに関する全ての行為（接続検討申込み及び契約申込み、意思表示、暫定的に確保された送電系統の容量、応募、優先系統連系希望者決定等）が無効となる（ただし、締結した契約に関わる行為は除きます。）ことを承認し、当社が支払った保証金が返金されないことに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません。）。

記

1. 応募申込時の受付番号	
2. 連絡先 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX E-mail	

【辞退の理由】最も該当する番号に1つだけ○を付けてください。

- 1-1 工事費負担金が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも遅く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 2-3 所要工期が、共同負担意思の表明の前提とした工期を超過しており、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他

()